

令和8年度
八西第一地区
湛水防除工事
00904-K01

特 記 仕 様 書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

秋田地域振興局農林部

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目		条 件		内 容					
第1節 共通仕様書の適用		本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない							
第2節 余裕期間制度の適用		●	ない	・ 余裕期間制度の適用無し					
			ある 発注者指定方式						
			ある 任意着手方式						
第3節 技術者の専任			ない 通常の契約工事						
			ない 余裕期間設定工事						
		●	ある 通常の契約工事	(1) 現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。					
				(2) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査結果通知書の日付とする。					
			ある 余裕期間設定工事						
第4節 現場施工着手日の指定		●	ない	・ 現場施工着手日の指定無し					
			ある						
第5節 電子納品 ※電子納品運用ガイドライン等の運用（R7.9.5）		●		・ 発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する					
第6節 工事施工調整会議 （三者協議）		●	ない	・ 対象なし					
			ある						
第7節 施工調査の対象工事 （歩掛調査） （間接工事等諸経費動向調査）		●	ない	・ 対象なし					
			ある						
第8節 施工手段等の指定 （契約指定事項）		●	ない	・ 指定事項なし					
			ある						
第9節 検査・品質管理関係									
1 中間検査			ない						
		●	ある	(1) 本工事は中間検査の対象工事とする。					
				(2) 中間検査の実施段階は次によるものとする。					
				施工年度	施工区分	竣工期限	検査区分	検査実施段階	
				令和8年度	吐出水槽		中 間	施工完了時	

2 段階確認	●	ない	・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおり）
		ある	
3 重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。
		ある	
4 規格値	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
		ある	
第10節 標準設計図			
(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和3年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。 (2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。			
第11節 現場技術員	●	ない	・配置なし
		ある	
第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない
		ある	
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について			
(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 (2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。 ①工事着手時点における雇用見込人数 ②月毎の雇用実績人数			
第14節 週休2日制工事の対象	●	発注者指定型	・本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて実施するものとする。
		受注者希望型	
第15節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。
			(2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
第16節 情報共有システム（ASP）の利用			
(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ASP）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 (2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による			
第17節 地下埋設物の損傷事故防止			
・本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。			
第18節 架空線等上空施設の損傷事故防止			
・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。			
第19節 その他特記事項（法定外の労災保険の付保）			
(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 (2) 受注者は契約書第5.5条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。			
第20節 その他特記事項（余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし
		ある	

第21節 その他特記事項 (熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について)	●	ない	・対象なし
		ある	
第22節 その他特記事項 (労働者確保に要する間接費の設計変更)	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営 繕 費： 借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費： 労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。 (3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第23節 その他特記事項 (現場環境改善費)	●	ない	・条件なし
		ある	
第24節 その他特記事項 (1日未満で完了する作業の積算の適用)	(1) 「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節59によるものとする。 (2) 1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 (3) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」による。		
第25節 その他特記事項 (運搬費及び準備費の設計変更)	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。 運 搬 費： 建設機械の運搬費 準 備 費： 伐開・除根・除草費 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を通知するものとする。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書（様式1）」（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第26節 その他特記事項 (建設現場等の遠隔臨場に関する試行について)	(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。 (2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。		

第2章 材料

単 位 材 料 項 目	条 件		内 容						
第1節 再生資材の使用		ない							
	●	ある	・ 本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。						
			材料名	規格	施工箇所		備考		
			再生クラッシャー	RC-40	基礎砕石				
第2節 レディミクストコンクリートの使用		ない							
	●	ある	・ 工事に使用するレディミクストコンクリートは、JISA5308またはこれに準ずる品質を有するもので、次に示すとおりとする。						
			種別	呼び強度 N/mm2	スラブ c m	粗骨材の 最大寸法 mm	最大 水セメント 比	セメントの種類	摘要
			無筋コンクリート	18	8	40	60	高炉セメントB種	
			鉄筋コンクリート	24	12	25	55	高炉セメントB種	
			※ 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ①当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合 ②著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合 ③災害復旧等、緊急を要する工事 ④その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合						
第3節 重要なコンクリート構造物品質管理		ない							
	●	ある	・ 次の構造物について、コンクリート構造物特記仕様書(H23. 4. 1以降適用)に基づき品質管理を実施しなければならない。 【対象構造物】 ・ 吐出水槽						
第4節 セメントコンクリート二次製品	●	ない	・ 使用なし						
		ある							
第5節 合成樹脂製品類		ない							
	●	ある	・ 工事に使用する合成樹脂製品類は次表のとおりとする。						
			製品名	種類・呼び名・規格等			備 考		
			硬質塩化ビニル管	薄肉管VU、径100、長さ4,000			有孔管 ※再生品含む		
				薄肉管VU、径75、長さ4,000			無孔管 ※再生品含む		
			塩ビ管継手	異形チーズ 100×75					
			土木シート	PP、980N/5cm					
第6節 鉄鋼製品類		ない							
	●	ある	・ 工事に使用する鉄鋼製品類は次表のとおりとする。						
			製品名	種類・呼び名・規格等			備 考		
			異形鉄筋	SD345、D13、D16、D22、D25、D29					
			異形鉄筋	SD295A、D13					
			ステップ	B型					
			鋼矢板	II w型					
第7節 山 砂	●	ない	・ 使用なし						
		ある							
第8節 注入目地材及び目地板		ない							
	●	ある	・ 工事に使用する注入目地材及び目地板は次表のとおりとする。						
			製品名	種類・呼び名・規格等			備 考		
			目地板	ゴム発砲体、厚さ10					
第9節 瀝青材料	●	ない	・ 使用なし						
		ある							
第10節 再生アスファルト混合物の使用 (熔融スラグ入り)	●	ない	・ 使用なし(使用を妨げるものではない)						
		ある							

第11節 溶融スラグ入りまたは、フアイッシュ入りプレキャストコンクリート製品の使用	☒	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
	☐	ある	
第12節 もみがらの使用	☒	ない	・使用なし
	☐	ある	
第13節 バイプライン付属材料	☒	ない	・使用なし
	☐	ある	
第14節 法面保護用材	☒	ない	・使用なし
	☐	ある	
第15節 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板	☐	ない	
	☒	ある	・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。
第16節 指定材料の確認	☒	ない	・指定なし
	☐	ある	
第17節 その他特記事項 （中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む） 3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。		

第2編 排水機場編
第1章 一般事項

項 目	内 容
第1節 一般事項	(1) 地区境、境界杭及び測点杭等については現地で確認し、必要に応じて杭の保護あるいは控え杭を設けなければならない。 (2) 掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。

第2章 構造物工

第1節 掘削工	(1) 掘削は過掘りのないように十分注意して施工すること。 (2) 掘削流用土は、ブルドーザあるいはタイヤローラで転圧するなど、雨水の浸透を防止し、排水を良くしておかなければならない。 (3) 掘削土は、ストックヤードへ搬出すること。
第2節 盛土・埋戻工	(1) 埋め戻し及び盛土材については、掘削土をできるだけ流用することとし、不良土は使用しないこと。 (2) 埋戻しは、1層の仕上りを30cm以下とし、各層毎に構造物付近は振動コンパクタ（90kg）、それ以外は振動ローラ等により入念に締め固めなければならない。 (3) 一時置土は、ブルドーザあるいはタイヤローラで転圧するなど、雨水の浸透を防止し、排水を良くしておかなければならない。
第3節 吸水槽・吐出水槽工	(1) 目地材については、図面に示された箇所の継ぎ目に正しく設置し、コンクリート打設により移動しないよう施工しなければならない。 (2) 底版・頂版と側壁のコンクリート打設を分けて打設する場合、ハンチ部のジャンカ及びひび割れを防止するため、底版・頂版部とハンチ部は同時に打設すること。
第4節 遊水池護岸工	(1) 打込み方法等は設計図書によるものとするが、打込み地点の土質条件、立地条件を確認し、安全性に考慮して施工しなければならない。 (2) 受注者は、矢板の打込みにおいて導材等を設置し、振れ、よじれ、倒れを防止すよう留意しなければならない。また、隣接矢板が共下がりしないように施工しなければならない。 (3) 受注者は、打込みに際し矢板が入らない場合、あるいは矢板の破損及び打込み傾斜の著しい場合、監督職員と協議しなければならない。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編 第1章 総則

項 目	内 容		
第1節 積算基準	(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 (2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。 ・土地改良工事積算基準（土木工事）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算基準（機械経費）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算マニュアル（土木工事）令和8年度版 （一社）農業農村整備情報総合センター ・農業農村整備工事等標準積算基準書 令和8年10月以降適用 秋田県農林水産部		
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第2編 現場説明事項 第1章 条件明示

第1節 工程関係			
1 他工事との関連事項		ない	・関連なし
	●	ある	(1) 本工事区間に一部重複している00903-K01工事は、令和9年1月29日までに完成する予定です。
2 施工時期、時間・施工方法の制限事項		ない	
	●	ある	(1) 冬期屋外工事の歩掛補正については、令和8年11月1日から令和9年3月26日の期間を工期とし補正しています。 (2) 工事用道路除雪については、令和8年12月から令和9年3月の期間を対象に計上しています。
3 関係機関との協議事項		ない	
	●	ある	(1) 施工にあたり関係市町村（男鹿市）及び関係機関（男鹿市土地改良区）と連絡調整を図って下さい。
4 部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし
		ある	
第2節 用地関係			
1 用地の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
第3節 公害関係			
1 施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	

2 事業損失に関する事項	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	
3 第三者に対する措置	(1) 地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2) 公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3) 汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。		
第4節 安全対策関係			
1 交通誘導員に関する事項		ない	
	●	ある	(1) 工事期間中の交通管理として、交通誘導員152名を計上しておりますが、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。
2 交通安全に関する事項		ない	
	●	ある	(1) 本工事は、市道大堤下千間～八郎新田線の一部を全面通行止めとし、通行止めの起終点に交通誘導員を配置する計画としています。
3 その他に必要な安全対策	●	ない	・対象なし
		ある	
第5節 工事用道路関係			
1 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし
		ある	
2 仮設道路の設置		ない	
	●	ある	(1) 仮設道路については、指定仮設として設計図書に明示したもの以外は全て任意仮設とします。
第6節 仮設備関係			
1 仮設備の設置		ない	
	●	ある	(1) 本工事で設置したストックヤードの敷鉄板は、工事完了後も存置するものとします。なお、工事完了後の損料、撤去費については別途協議します。 (2) 工事区間が重複する00903-K01工事から、吸水槽及び吐出水槽の鋼矢板、ストックヤードの敷鉄板は引き継ぐものとします。賃料は令和8年12月1からの分を計上しています。
第7節 工事支障物件関係			
1 支障物件等に関する事項	●	ない	・支障物件なし
		ある	

第8節 建設副産物関係																										
1 建設リサイクル法の対象工事 【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込み)の工事		ない																								
	●	ある	・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。 (1) 分別解体等の方法 明示した以下の事項と別の方法による場合でも変更の対象とはしません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程毎の作業内容及び解体方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他 ()</td> <td>仮設工事</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>土工</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>基礎工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>本体構造の工事</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>本体付属品の工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>その他の工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> ※作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。	工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他 ()	仮設工事	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	土工	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	基礎工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	本体構造の工事	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	本体付属品の工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	その他の工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																						
	①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他 ()	仮設工事	■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																						
土工		■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																							
基礎工事		□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																							
本体構造の工事		■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																							
本体付属品の工事		□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																							
その他の工事		□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																							
2 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)		ない																								
	●	ある	・本工事で発生する残土については、潟上市天王に搬出する予定(13.9km)ですが、現在当																							
第9節 濁水処理及び薬液注入関係																										
1 濁水処理に関する事項		ない																								
	●	ある	・工事施工に伴う汚濁水の排水に関しては「農業農村整備事業における泥水流出対策実施要領」を遵守し、下流域の実態について十分配慮して施工を進めて下さい。																							
2 薬液注入の施工	●	ない	・施工なし																							
		ある																								
第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱																										
1 設計変更の手続き	・土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとし、																									
2 契約変更の手続き	・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。 ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。																									
3 軽微な設計変更	・軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。 (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの (2) 工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の30%又は1千万円をこえるもの																									
4 設計変更において追加が 予想される事項	●	ない	・予想事項なし																							
		ある																								
第11節 その他																										
1 工事現場発生材 (工事現場再利用品) (建設副産物処理対象)	●	ない	・再利用品又は発生品なし																							
		ある																								

2 その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない									
	●	ある	・その他の条件は、次のとおりとします。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。 <table><tr><td>設置基数</td><td>1 基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>5 月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>5 基・月</td></tr><tr><td>1 基の1月当たり単価</td><td>57,000 円／基・月</td></tr></table>	設置基数	1 基	設置月数	5 月	工事期間中の延べ設置基数	5 基・月	1 基の1月当たり単価	57,000 円／基・月
	設置基数	1 基									
	設置月数	5 月									
工事期間中の延べ設置基数	5 基・月										
1 基の1月当たり単価	57,000 円／基・月										
		(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。									
3 その他条件 (女性技術者活躍モデル工事)		発注者指定型									
	●	受注者希望型	(受注者希望型) ・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 (1) 快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。								
			(2) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。								
4 その他条件	●	ない	・条件なし								
		ある									